

## ■ お詫びと訂正 ■

『平成 29 年度版 算定基礎届・月額変更届の手引き』において、次のとおり誤りがありました。  
お詫びして訂正いたします。

### 75 頁中段

#### 端数処理の考え方

例

給与192,000円(標準報酬月額190,000円)、介護保険第2号被保険者に該当しない被保険者  
10月分 協会けんぽ(千葉支部)健康保険料・厚生年金保険料

**保険料を源泉控除する場合** ⇨ 源泉控除後の給与を端数処理

健康保険料  $190,000円 \times \frac{98.9}{1000} = 18,791円$

厚生年金保険料  $190,000円 \times \frac{183}{1000} = 34,770円$

被保険者負担分 健康保険料  $18,791円 \div 2 = 9,395.5円$

厚生年金保険料  $34,770円 \div 2 = 17,385円$

保険料控除後の給与  $192,000円 - (9,395.5円 + 17,385円) = 165,219.5円$  ⇨ 165,220円  
(端数処理)  
誤 9,414.5円

被保険者負担分の保険料  $192,000円 - 165,220円 = 26,780円$